「令和３年度要保護児童対策協議会活動報告」及び「令和４年度要保護児童対策協議会活動計画」（案）

資料４

【活動方針】スローガン　～児童虐待のない社会を目指して～

①児童虐待の早期発見、通告が速やかに行われるように、関係機関へ周知を図る。
②児童虐待発生時には、児童相談所・警察などの関係機関と緊密な連携を図り、迅速で適切な対応を行う。
③妊娠期から切れ目ない支援の実践のため、関係機関との連携を図る。
④要保護児童について隙間なく適切な支援を行うため、進行管理担当や役割分担を明確にする。

	令和３年度活動状況		令和４年度活動計画（案）	
目的・方針	活動内容と実績	課題と方向性	活動内容	実施時期
児童虐待についての啓発	１．児童虐待防止セミナー（11 月 16 日・17 日・19 日） ・保育所 35 名、幼稚園 2 名、幼保園 1 名、認定こども園 6 名、小学校 5 名、中学校 6 名、義務教育学校 1 名、特別支援学校 1 名、高校 1 名、保健師 3 名　　計 61 名受講（資料送付 20 箇所） ２．児童虐待防止推進月間（11 月） ① 啓発ポスターの掲示 ・幼稚園、保育所、小・中学校、公民館、市関係課 ② 啓発リーフレット、カードの配布 ③ 市役所内関係課職員がオレンジリボン着用 ④ 街頭活動（コロナウィルス感染防止のため、中止） ⑤ 市役所正面玄関ロビーでのパネル展示 （コロナウィルス感染防止のため、中止） ⑥ 11 月市報に児童虐待についての記事掲載 ⑦ 各協議会メンバーによる啓発 ３．出前講座の実施（７回） ・社協、福祉施設、民児協、 ４．啓発チラシ配布 ・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校に配布	１．児童虐待防止セミナーにおいて、児童福祉に関わる職員が、児童虐待に対する正しい理解をし、発生予防、発生時の対応、発生後のフォローを確実に行える流れを確認することができた。今後も全職員が参加できるよう、継続実施する必要がある。 ２．児童虐待防止月間中は様々な機会を活用し、広く啓発活動を実施する。全国的に児童虐待の関心も高まっているため、今後も様々な機会をとらまえ、啓発活動を行う。情勢によっては、啓発方法を検討する。	１．児童虐待防止セミナー（11 月 17 日） 対象：児童クラブ、放課後デイサービス職員 内容：事例検討等も取り入れながら、虐待の早期発見・早期支援の対応力を高める内容とする。 ２．児童虐待防止推進月間（11 月）にあわせた活動 ① 啓発ポスターの掲示 ② 啓発リーフレット、カードの配布 ③ オレンジリボン着用 ④ 街頭活動：（コロナウィルス感染防止のため、中止） ⑤ ライトアップ：松江城（11 月 4 日～6 日）、市民活動センター（11 月 11 日～24 日） ⑥ 11 月市報に児童虐待についての記事掲載 ⑦ 各協議会メンバーによる啓発 ３．出前講座の実施 ４．保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校に児童虐待対応チラシ配布	11 月に 1 回 11 月実施 随時
関係機関との連携強化	１．保育所入所、就学、進学時などは切れ目のない丁寧なつなぎを行う ２．転出・転入の際には、他の自治体との情報共有を行う ３．保育所長会（コロナウィルス感染防止のため、資料配布）、他各種会議において、啓発と連携強化を依頼	１．関係機関との連携により、スムーズなつなぎを行う。 ２．転出・転入の際の自治体間の情報連携が「児童虐待防止対策のための強化プラン」でも求められていることから、今後も確実な引継ぎを行う。	１．保育所入所、就学、進学時などは丁寧なつなぎを行う ２．転出・転入の際には、他の自治体との情報共有を行う ３．保育所長会や他各種会議において、啓発と連携強化を依頼 ４．中央児童相談所、警察、市等関係機関相互の適切な役割分担の確認と課題の共有を行う	随時対応
会議の開催	１．代表者会議（年１回） ２．実務者会議（年 8 回：6 月～1 月実施） ３．個別事例検討会議（113 回） ４．実務者会議等へのスーパーバイザーの参加 ・会議の場での指導・助言 ・市家庭相談課職員への研修	１．実務者会議において、児童相談所・松江警察署等とともに、すべての虐待ケースについて進捗状況や支援方針の確認と役割分担を行う。 ２．個別事例検討会議は、迅速に開催する。 ３．職員の資質向上を図る。	１．代表者会議 ２．実務者会議（年 8 回） ３．個別事例検討会議 ４．実務者会議等へのスーパーバイザーの参加 ・会議の場での指導・助言 ・市家庭相談課職員への研修	11 月予定 6 月～1 月 必要時適宜